

トラック奈良

9

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和 8 年]**2026**

No.389



奈良猿沢池（興福寺の放生池）
ほうじょう池

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

第52回奈良県自動車関係団体協議会 通常総会

日時：令和8年8月6日(木) 午後5時～

場所：KOTOWA 奈良公園 Premium View（奈良市今御門町）

第52回奈良県自動車関係団体協議会（14団体）通常総会が開催され、令和7年度事業報告及び収支決算報告、役員の改選、協議会会則の一部改正、令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について、全て承認されました。

新たな役員は、会長・菊池 攻（販売店協会）、副会長・塚本哲夫（トラック協会）、池田英憲（タクシー協会）、海保力也（整備振興会）、田中耕造（バス協会）。任期は2年間。



▲菊池会長（写真左）
5団体長会議

- 5団体長会議 令和8年8月6日(木) 午後4時30分
通常総会の前に5団体長会議を開催、総会に提出する議案について審議され、全て承認されました

奈良県自動車関係団体協議会 通常総会	巻頭
広報委員会	2
ダンプ部会 無事故・無違反運動表彰式と通常総会	4
健康管理セミナー	6
指導・監督者育成講習会	8
自転車事故防止啓発用冊子配布	10
五條市役所 危機管理監来訪	11
田原本支部・青年部会 合同研修会	12
近鉄大和八木駅前に2箇所 荷捌き施設整備	13

■ 陸災防から	STOP !! 熱中症	14
■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	15
■ 全ト協から	飲酒運転撲滅を目指して	17
	第134回 トラック運送業界の景況感(速報)	18
	軽油価格調査集計表(2026年6月)	22
■ 奈ト協から	適正化事業・巡回指導報告書	23
	事業用自動車事故事例No.133	24
	KIT事業の案内	25
	トラックの構造上の特性	26
	9月・10月の行事(予定)表	27
	近代化基金融資の貸出金利と利子補給率について	28
	近代化基金融資推薦申込み公募要綱	29
■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには	30
■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	32
■ 奈良県から	近畿圏物資流動調査へのご協力をお願い	34
	奈良労働局長を表敬訪問	36
	公明党奈良県本部との政策要望懇談会	巻末



平城宮跡歴史公園 復原遣唐使船

令和8年度 第1回広報委員会

日時：令和8年8月3日(月) 午前11時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：中担当副会長、奥田委員長、委員8名、役員2名、事務局1名 以上13名

挨拶

・奥田委員長

7月28日に発生した熊本地震の被災地である熊本県宇土市へ、桜井市の要請で7月30日桜井支部として救援物資輸送（飲料水、アルコールウェットティッシュ、赤ちゃん用おしりふき）を実施したことを報告し、広報委員会としてはこういった災害時等における物流の重要性などを社会に発信し、業界の地位向上に努めたい。と、挨拶した。

・中副会長

令和8年6月末時点で道路貨物運送業における死亡災害が2件発生したことを報告し、荷役作業中の労働災害防止対策のため各社の安全対策の徹底について要請した。

情報提供

「一般貨物自動車運送事業の運行管理について」

近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官（監査） 津田 直暉 氏

津田運輸企画専門官より、行政処分の一部改正の注意点と監査時に指摘が多い部分（必要な項目の記載不備）について、説明があった。

1 自動車運送事業者に対する行政処分基準の一部改正について

- ①酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化が行われ、新たに指導監督義務及び点呼実施義務について違反行為を新設。（令和6年9月改正・10月施行）
- ②過労運転の防止措置義務違反（健康診断）では、違反件数に比例した処分が導入され、処分量定が引き上げられた。健康診断の未受診については、処分基準が非常に厳しく改正されたため、管理する際注意が必要。（令和7年3月改正・4月施行）

2 運行管理帳票類の記載不備等、指摘が多い部分について

- ・運転者台帳：作成番号及び作成年月日・運転免許に関する事項（運転者の場合）
- ・業務の記録：車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあっては、貨物の積載状況
- ・点呼簿：点呼執行者名、点呼日時、点呼方法、中間点呼
- ・労働時間：改善基準告示の改正（令和6年4月～適用）、厳しいとは思いますが労働時間等の改善基準を遵守するよう要請された。

議 題

(1) 令和8年度「トラックの日」事業計画（案）について

日 時：令和8年9月21日（月・祝日）午前10時開始（集合時間：午前9時30分）

場 所：近鉄奈良駅前行基広場

参 加 者：会長、副会長、広報委員、会員（各地域1～2名）

参加者は、現地集合・現地解散とする。

令和7年度配布トラックの日パー

カー持参。

P R 活動：奈良県警察音楽隊及び白バイの参加。

トラックの日啓発品を各地域の活動用として送付。

啓 発 品：1,500セット作成

- ・啓発用紙袋（色：利久グリーン）
- ・タオル（10月9日は「トラックの日」）
- ・吉野杉箸3種（飲酒運転の根絶、自転車乗車用ヘルメットを

着用しましょう、ゴミは持ち帰ろう！STOP！不法投棄）

- ・マグネット入りLEDライト（警戒レベル4までに危険な場所から全員避難）

- ・冊子 まるわかりトラックミニ百科

- ・PR活動出欠回答：各地域の会員1～2名に参加協力を要請し、出席者報告は、8月31日迄にFAXでの回答を依頼。
- ・奈良県警察音楽隊演奏視聴の来場者へ啓発品の配布。

(2) 協会事業の広報について

松村常務理事より、協会広報事業について報告した。

- ①5月27日定時総会当日、奈良テレビ放送で、令和7年6月のトラック適正化二法の成立を受け、トラック輸送の適正な利益確保のための「適正原価」策定に注目して放送。6月10日、奈良新聞にも定時総会記事掲載。
- ②令和7年7月1日から貨物集配中の駐車許可制度が改正され、駐車許可の基準緩和、駐車許可期間の延長、書式の全国統一が行われたことから、配送現場のドライバーの負担が軽減された。運輸労連奈良県連合会が奈良県警察本部を訪問し、感謝の声を届けた内容を全日本トラック協会発行の広報とらっく及び奈良新聞が掲載。
- ③広報誌「トラック奈良」の裏面を活用し、協会として力を注いでいる「飲酒運転の根絶」をPR。「飲酒運転が事業者に及ぼす影響」等具体的な内容は中頁に掲載。また、

奈良県の事業用トラックの飲酒事故発生について広報誌8月号に掲載。

- ④トラックドライバーの働き方改革広告を奈良新聞及び朝日新聞に掲載。映画「トイ・ストーリー5」でもシネマサンシャイン大和郡山とTOHOシネマズ橿原で2週間（7月3日（金）～16日（木））15秒CMを放映。
- ⑤月刊大和路なら5月号には、ラッピングトラック「奈良の地場産業号」の出発式、7月号には、「飛鳥・藤原の宮都」が世界遺産に登録されるのを見越しラッピングトラック「日本」始まりの地飛鳥・藤原号」を掲載し、トラックドライバーの働き方改革を広報。
- ⑥トラックの日のイベント告知広告を9月12日（土）に、朝日新聞（全5段）と奈良新聞（全面）に掲載。奈良テレビ放送（ゆうドキッ！）でも15秒CMを予定している。広告は全てドライバーの働き方改革を前面に出し、全ト協の物流革新集中改革推進事業助成金を活用する予定。

(3) その他

- ・中林専務理事より、トラックの日のPR活動については、当日の状況により奥田委員長と相談しながら効果的な啓発品の配布が出来るようにしたいと説明。
- ・奈良県内で令和8年6月末時点で労災事故（死亡災害）が2件発生していることから、各事業所で奈良労働局のチラシ「荷役災害多発！」の荷役作業5つの重点対策を徹底し、労災事故の無いよう要請した。



ダンプ部会 第22回無事故・無違反運動表彰式と通常総会

日時：令和8年7月29日(水) 午後2時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室
部会員総数31名 出席25名（委任状15名を含む）



▲祝辞を述べる山口尚久交通部参事官

第22回無事故・無違反チャレンジ運動120達成グループ表彰式と第25回通常総会



▲山口滋部会長

冒頭、山口滋部会長があいさつ。「先日、奈良労働局から、死亡災害の労働災害について文書で連絡があった。トラックの荷台で積み荷が倒れ、積み荷の下敷きとなった事例。私ども事業者は安全衛生管理体制を確立、遵守する必要がある事項については繰り返し教育を行い、

その徹底が求められている。業界に課せられた公共的な使命の達成とともに、常に輸送の安全を最優先課題とし、法令を遵守して事業活動を積極的に展開してまいりたい」とあいさつ。第22回無事故・無違反チャレンジ運動120達成事業者への表彰式のあと、来賓の奈良県警察本部交通部参事官の山口尚久氏は「県下の交通情勢について6月末日現在、交通事故死者数は12名で前年と同じ数。ただ人身事故の件数や負傷者については前年同期より増加している。県警察では悲慘な交通事故を1件でも減らすために交通安全教育や啓発等々事故抑止対策に取り組んでいる。ただ県警察だけで行

うことには限界があり、関係機関・団体の皆様方のお力添えが必要不可欠。皆様方におかれてはこれまでも無事故無違反運動をはじめ様々な取り組みを通じて交通事故防止にご尽力いただいているところではあるが引き続き従業員の方々に運転のプロとしての県民の模範となる安全運転や事業者における適正な運行管理に取り組んで頂きたい」と祝辞を述べました。このあと審議に入り、原案はすべて承認されました。

なお事務局から「荷役作業安全ガイドラインのあらまし」と6月末時点の道路貨物運送業における死亡災害の事例を参加者に配布しました。

審議事項は次の通りです。

第1号議案

令和7年度事業報告及び収支
決算報告について 監査報告
⇒ 承認

第2号議案

令和8年度事業計画（案）及
び収支予算（案）について
⇒ 承認

第22回無事故・無違反チャレンジ運動120 達成事業者（20社、29グループ）

1グループ5人で編成し、グループ全員が「期間中の交通事故ゼロ・交通違反ゼロ」を達成するよう安全運転実践・運転のマナーアップに努める。期間は令和7年11月1日～令和8年2月28日の120日間。

有限会社財本建材

昭栄運輸株式会社

城建材運輸

高田重機建設株式会社

有限会社龍田

藤秀建設株式会社

株式会社堀川土木建設工業

中島建材株式会社

株式会社中和営繕

有限会社平和運輸

西久運輸株式会社

有限会社丸本建材

株式会社上村組

田口開発株式会社

有限会社小松運輸

有限会社吉村運輸

たけや興業株式会社

株式会社Line.T

有限会社キクヨシ

株式会社大紀



令和8年度 健康管理セミナー

日時：令和8年7月23日(木) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：18名

荷役労働災害発生状況及び荷役作業安全ガイドラインを配付し、労働災害防止対策についてお願いした。



第1部 トラック事業者がぜひ押さえておきたい健康管理の基本

講師：NPO法人ヘルスケアネットワーク 保健師・池田幸代氏

健康経営は、「健康経営に取り組めます！」と経営者から従業員に宣言することから始まる。健康診断により、課題は見えるので、健診結果を受けて、まず計画や数値目標を設定する。そのひとつとして健康経営優良法人にチャレンジするのもいい。中小企業は今年度10月16日に申請の受付が始まる。認定のために必須項目となっているのが健康診断後のフォロー。再検査・受診の指示があった従業員に対し、就業上の措置決定までできている会社は50%未満。

健康に起因する事故に対して行政処分も厳しくなっており、事業者の責任も問われる。睡眠時無呼吸症候群や過労

死・重症化予防のためには労災二次健診でフォローアップの必要がある。健康管理支援のためのナビシステムを活用すればハイリスク者の見える化などに役立つ。全日本トラック協会ではドライバーの健康を運輸ヘルスケアナビシステム®で支援しており、ヘルスケアネットワークではそうしたお手伝いをしている。事業者負担も比較的高くないので興味のある方はNPO法人ヘルスケアネットワーク大阪オフィス（06-6167-8171）へ問合せをしてほしい。

・就業上の措置から両立支援
要再検査の従業員に対して勤

務に制限が必要な場合や療養のため一定期間勤務させない要休業の措置をとるなど、医師や本人とも相談の上、最終的には事業者が決定しないとイケない。病気を抱えながらも働く意欲・能力のある労働者を適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる取組みが両立支援。令和8年4月から病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援が努力義務となった。

・トラック運送事業者が行う熱中症対策

令和7年6月の改正労働安全衛生規則により熱中症対策が義務化されることとなった。暑さ指数（WBGT）が28度または

気温31度の作業場所で継続して1時間以上または4時間を超えて行われる作業がある時、①自覚症状がある作業員や熱中症の疑いがある者を発見した者が速やかに報告できる体制、②症状悪化を防止するための必要な措置や実施手順を定める、として



▲講師の安島なつき氏(右)と池田幸代氏

①と②の内容を関係者に周知することが義務付けされている。暑さ指数を把握するためにはWBGT計測器を各作業場に設置するか、環境省の「熱中症予防サイト」(全国に840の観測地点)で確認する必要がある。水分補給は大切ではあるが、スポーツドリンクやジュースは血糖値が上昇し、倦怠感や意識障害につながることもある。水分補給は水やお茶で十分。ただし熱中症が疑われる場合は経口補水液が有効。

・ストレスチェック

運転や作業でかなりの集中力を要するドライバーの仕事はストレスをため込みやすい。ドライバーは一人でいる時間が多く、同僚や上司が変化に気づきにくい。そこでストレスチェックの担当者を決めて検査を行い、高ストレスの労働者に対しては医師の面接指導を受けて就業上の措置をとる必要がある。令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化された。公布から3年以内の政令で定める日に施行される。こうしたストレスチェックは事故防止・健康管理の面で重要となってくる。

第2部 加齢に向き合う従業員に必要な健康管理

講師：NPO法人ヘルスケアネットワーク 保健師 リーダー 安島なつき氏

50歳代以上のトラックドライバーは2013年に36.4%だったのが2024年には50.7%と2人に1人となっている。加齢に伴い、見え方、聴力、疲労回復力、バランス力などの機能は下降する。高齢者の災害防止の指針として「加齢に伴う変化を前提に、運転・荷役・構内作業での労災防止を図る」としている。

聴力は40歳代を境に低下し始めるので早めに耳鼻咽喉科で受診し、異常がないか確認をしてほしい。難聴は認知症の原因にもつながる可能性があるため、補聴器を使用するなど適切な対策でカバーしたい。65歳以上の5人に1人がMCI・認知症になるとされており、状態によっては配置転換や就業上の措置が必要になる。点呼時に、点呼簿の記入ミスや聞き返しが増える、指示間違いが増えるなど異変のサインがあれば要注意。異変に気づいたら就業上の措置をとるなどの対策を。

・雇用延長のポイントと働き方の検討

まずは雇用延長を希望するかどうか、従業員の意向を確認する。その上で業務上の寄与度や評価、組織適応性を考慮し、人間ドックでのチェックを経て、業務内容や就業形態を検討する。高齢従業員は個人間の差が大き

いので本人に合った形で、乗務の可否や就業上の措置をとってほしい。そのための社内ルール(就業規則)も併せて作成、見直す必要がある。従業員の高齢化対策は健康経営にも通じ、会社の体力をつけることで企業の未来を守ることができる。

(参考)ドライバーの正常加齢～軽度認知症の状態

認知の状態	正常加齢	軽度認知障害(MCI)	軽度認知症
物忘れ	忘れたことは理解している 例：『この俳優さんの名前何だったかしら』		忘れたことを理解できない 例：食事したことを忘れる
思い出し方	ヒントがあれば 思い出せることが多い	ヒントがあっても 思い出せないことが増える	ヒントがあっても 思い出せなくなる
日常生活	自立		自立できないことが 出てくる（他人が気付く）
ヒヤリハットの量	少し増える	明らが増える	危険なヒヤリになる 『気づいたら近かった』
理由の説明	できる		できないことがある
慣れた道の運転	問題ない	基本OK	迷うことがある
右折・合流	少し遅い	遅くなる	固まる 判断不能ことがある
点呼	普通	少し遅い	返答が曖昧・繰り返す
会社の対応	問題ない	半年毎適性検査の実施。 日勤のみ、パートタイムや残業なし、地場限定等の配慮が必要	診断がつけば 配置転換が妥当 （運転は不可）

出典：NPO法人ヘルスケアネットワーク

令和8年度 指導・監督者育成講習会

日時：令和8年8月17日(月) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：25名

荷役労働災害防止のため奈良労働局長に報告した内容が掲載された新聞記事の写しを配付し、労働災害防止のための対策について説明した。

指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項 独立行政法人 自動車事故対策機構 奈良支所

トラックを運転する場合の心構え

1. 国内貨物輸送の約9割はトラック輸送が担っており、重要な社会インフラとなっている。そのためトラックの運行の安全を確保するために遵守すべき「貨物自動車運送事業法」や「貨物自動車運送事業輸送安全規則」といった省令(国土交通省)について周知する。



▲講師の向山諒チーフ

2. 事故を起こさせないことが運行管理者の務め。計画的な冬用タイヤの装着で車輪脱落事故を防ぐなど、運行開始前の日常点検を適正に実施することで事故を未然に防ぐことができる。日頃の法令遵守と安全運行を心掛けるよう指導する。

慣れからくる油断に注意

危険の予測と見えない危険を読む力を養う。運転者の違反別事故件数では①安全不確認、②脇見運転(前方不注意)、③動静不注意などが上位にある。長



時間労働による疲労やスマホの操作を運転中にする「ながら運転」など、慣れからくる油断が事故につながることを理解してもらう。

運転者毎の特性を把握する

トラック運行の安全性を向上させるためには体系的、継続的に指導及び監督を実施すること。そのため実施計画を作成し、確実に実施することが大切。天候や道路の状況など運行ごとに異なることから、点呼時等における指導及び監督を日常的に実施することが必要である。運転者に適切な指導をするために、その運転者の特性に応じた指導及び監督を計画的に実施することが有効。運転者毎の特性を把握するため、適性診断やドライブレコーダー・デジタルタコグラフによる運転傾向、健康診断の結果などを踏まえて重点項目を設定する。チェックシートを活

用して適性診断をするとよい。簡単なシートに記入するだけで、個人毎の傾向がわかるので、運転特性を共有し、安全運転の向上につなげることができる。その際、チェックシートの結果で乗務の可否を判断するわけではないことを理解してもらう。あくまでも安全運転向上のための取り組みとして実施する。「自己を知り事故を防ぎましょう」。

その他

例えば小学生などに接触して、子どもが「大丈夫」と言ってケガがないようであったとしても、後に何らかの後遺症などが発症すると救護義務違反として、ひき逃げになる場合がある。ケガがないようでも必ず警察に連絡するよう指導する。また事故を起こしそうになった時の「ヒヤリハット」情報を収集し、安全教育につなげる。情報を共有することが事故を未然に防ぐ。

特殊車両通行確認制度について 近畿地方整備局 奈良国道事務所

道路は一定の規格内の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、これを超える車両を通行させる場合、道路法に基づき、通行の許可または通行可能経路の確認を受ける必要がある。道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の保全と交通の危険を防止するため、必要な要件を付与して通行を許可または通行可能経路を回答する。年間の総許可経路数が増えてきており、許可申請の平

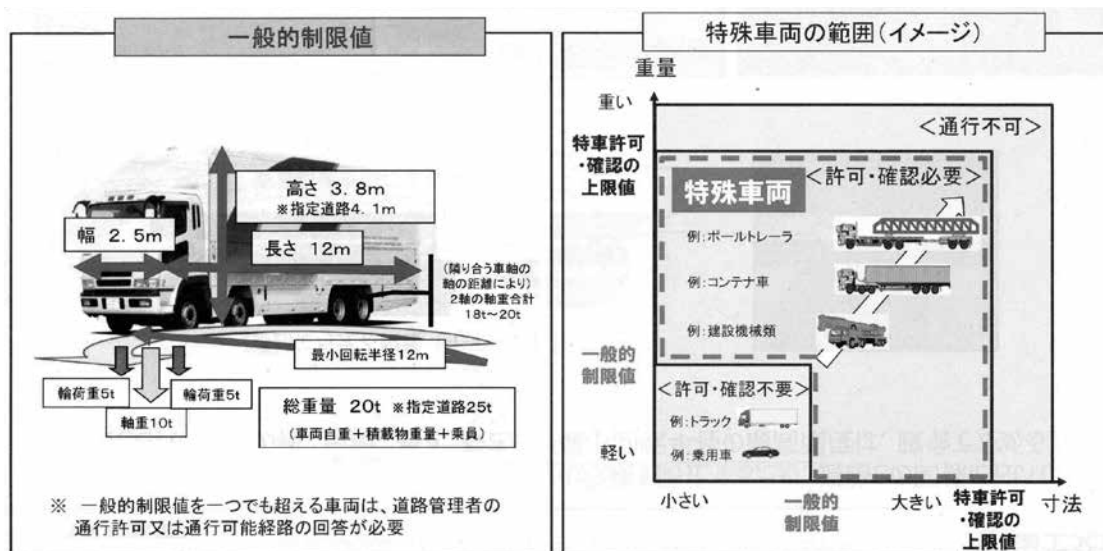
均審査日数は35日かかっている。新たな確認制度ではオンラインシステムで即時に確認ができ、システムが自動的に経路を検索してくれる。複数経路を一度に確認できるので便利になっている。

新たな確認制度では1件（2地点2経路検索：主経路・代替路・渡り線（往復））につき手数料は600円。車両登録は初めの1回で5年間有効。うまく活用すると手数料負担を少なく通

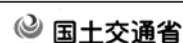


▲籠谷建太郎副所長

行可能経路を取得できたり、スポット的な依頼や急な依頼への対応が可能となる。是非試して頂きたい。



問合せ先等



○特殊車両通行確認制度

指定登録確認機関 (<https://www.tks.hido.or.jp/>)

○指定登録確認機関とは？

特殊車両通行確認制度では、国土交通大臣が指定した指定登録確認機関がその運営の一部を担うことができます。

現在、（一般財団法人）道路新産業開発機構が担っています。

○国土交通省 MLIT channel

特殊車両通行制度
紹介動画



<https://youtu.be/BIM4skyWx4A>

特殊車両通行確認制度
紹介動画



<https://youtu.be/RLed6Mq3JVI>

特殊車両通行確認制度
システム操作説明動画



<https://youtu.be/LAKiwm-Hu8>

○通行確認システム操作マニュアル（一般財団法人道路新産業開発機構HP）



<https://www.tks.hido.or.jp/online/manual/>

是非、お試しください！

自転車事故防止啓発用冊子配布

公益社団法人奈良県トラック協会は、令和8年8月4日（火）、高田警察署（岡澤敬子署長）へ自転車の交通事故防止のための啓発用冊子「自転車事故を防ぐには？（帝塚山大学 蓮花一己 名誉教授監修）」を届けました。

同署の中川辰也 交通課長から、「管内における自転車事故防止のため、来訪者への窓口配布や秋の交通安全県民運動における啓発等に活用します。」と話がありました。



五條市役所 危機管理監来訪

令和8年8月18日（火）、五條市役所から辻 佳孝危機管理監と危機統括室 吉田淳二次長が来訪されました。

辻 危機管理監は、この日、平岡 清司 五條市長から塚本哲夫 奈良県トラック協会会長宛のお礼状を持参され、「防災リーフレットは、毎年継続して配布され、今年は、新しい防災情報リーフレットを頂きました。市民の皆様方のお手元に既に届けております。」と話をされました。



▲辻 危機管理監（右）、吉田 危機統括室次長（左）

奈良県トラック協会田原本支部 合同研修会

奈良県トラック協会青年部会

トラック運送業界でのAI活用について

日時：令和8年7月23日(木) 午後3時～

場所：田原本青垣生涯学習センター 2階 研修室 参加者：22名

事務局から本年6月末で2件死亡災害が発生していることから、荷役労働災害の発生状況の資料を配付し、荷役作業安全ガイドラインを活用し、有効な対策を講じていただくよう説明した。



▲あいさつする萩原良介支部長

生成AIを日々の業務や経営判断に活かす実践的な活用方法について学ぶセミナーを田原本支部（支部長・萩原良介）と青年部会（部会長・樺木一弘）合同で開催。（株）サンシンワークスの和田賢司氏が運送会社を経営する中で日々活用しているAIとの付き合い方について解



説しました。セミナーに先立ち萩原支部長があいさつ。「今日は長野県からAIの先生というより運送会社の現役の社長でもある和田さんに来ていただいた。

今後AIというものを勉強していかないと時代についていけなくなるのではないかと。ひとつでも勉強できれば」と述べました。

運送会社の中の人が教える「地味AI」のすすめ

日報と点呼の事例



▲和田賢司講師

自身の会社でAIにより実践しているのは点呼ダッシュボード、GPS勤怠打刻、LINE配車指示、運転日報の自動変換、ドライバー評価アプリ、料金改定一括通知で、これらにかかる外注費は0円。

日報の場合、画像認識のPDFファイルからデータを簡単に読み込み、エクセルの表にしてランク付けまでできる。「コワーク」というAIは一歩進んでおり、パソコンが起動している限り、前の日にデジタコのPDFを決めたフォルダへ入れると、決められた時間に「コワーク」がフォルダを見にいき、エクセルに昨日の分を追記してくれる。

点呼での活用はドライバーがスマホで自分の名前を選んで、出勤か退勤を押すだけでいい。押した時刻を記録し、GPS

によりどこで押したかも記録し、退勤したら実働時間を自動計算、一人ひとりのシートに書き分ける。これにより点呼の画面に今月あと何時間働くことができるか表示できる。「こうしたい」という内容をAIに日本語の言葉で伝えるだけでできてしまう。

運転日報の読み取りや点呼の残り時間を可視化するのは地味な仕事ではあるが、日常の業務を効率化できる。まずやってみては。

近鉄大和八木駅前に2箇所 荷捌き施設整備

写真撮影：令和8年8月
場 所：橿原市により

①近鉄大和八木駅北側

八木駅前北駐車場 西側ロータリー



②近鉄大和八木駅南側

ローソン近鉄八木駅前店 北隣



陸災防からのお知らせ

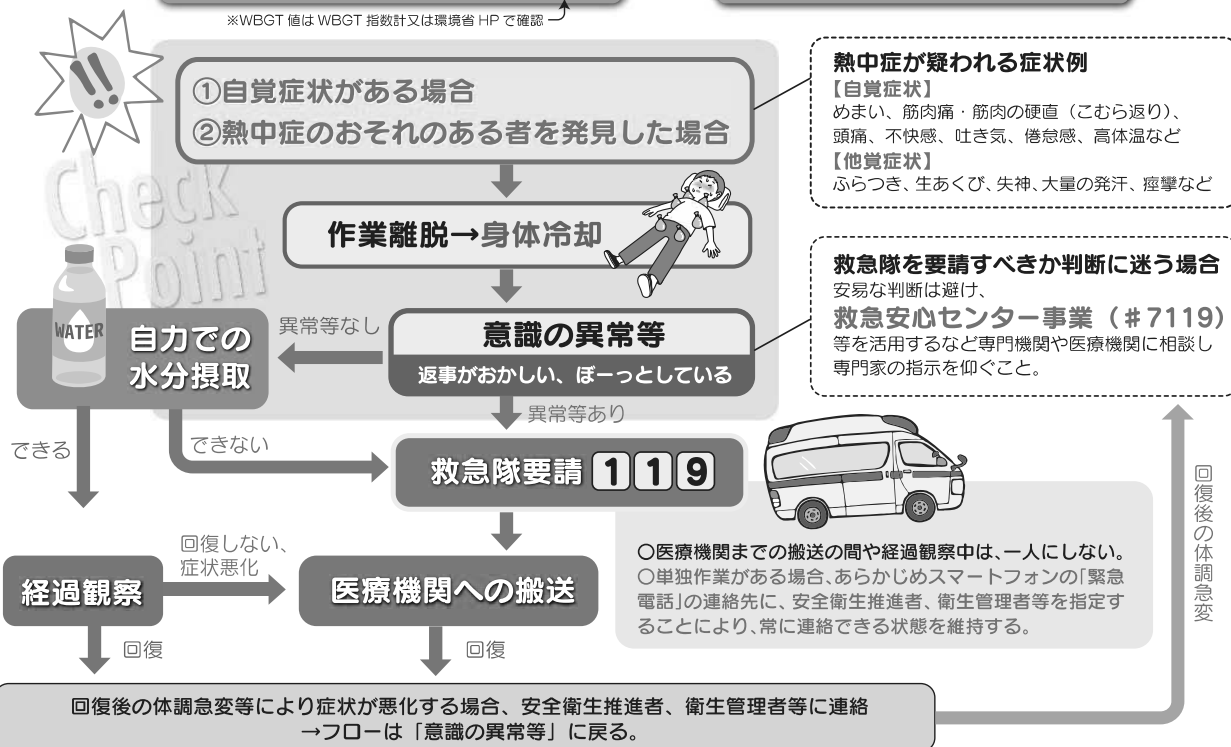
STOP
熱中症熱中症対策は
事業者の義務です!熱中症は正しく対応すれば重篤化を防げます。
熱中症について正しい知識を身につけ、適切に
対処しましょう。

陸運業における熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー）

対象となる作業

WBGT(暑さ指数)28度以上
または、気温31度以上の環境下

※WBGT 値は WBGT 指数計又は環境省 HP で確認

連続1時間以上または、1日4時間
を超えて実施が見込まれる作業

※このフローは、厚生労働省作成「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットを参考にして作成したものです。

作業場に掲示し、迅速かつ適切に対処できるようにしましょう。

安全担当者等の緊急連絡先



陸上貨物運送事業労働災害防止協会

公益社団法人
全日本トラック協会

近畿交通共済からのお知らせ

令和 8 年度 事故防止機器購入(リース)に係る費用の一部助成について

本年度も、事業用トラックによる事故防止を推進し、事故防止機器の普及促進を図る為、事故防止機器購入(リース)に係る費用の一部助成を実施します。

1. 実施期間 : 令和 8 年 8 月 1 日(土)～令和 9 年 2 月 28 日(日)* 消印有効

※上記期間中であっても、助成予算額の限度に達した場合はその時点で受付を終了します。

終了のお知らせはホームページの「重要なお知らせ」欄に掲載します。

2. 助成対象者 : 自動車共済契約組合員

3. 助成対象機器及び助成金額

★全機器とも令和 8 年中に導入(購入)した機器が対象です。

リースの場合は最初の支払いを開始した日が令和 8 年中であれば申請可能です。

★各府県トラック協会や国土交通省の助成との重複利用も認めます。

対象機器	対象条件	助成金額 (1 台あたり)	助成台数
ドライブレコーダー (ドラレコ単体)	全ての機器	10,000 円以上 300,000 円未満 →10,000 円 300,000 円以上→30,000 円 10,000 円未満→購入金額実費	令和 8 年 3 月末の自動車共済契約台数に基づきます。 (詳細は当組合のホームページをご確認ください)
デジタルタコグラフ (デジタコ単体)			
ドラレコ・デジタコ (一体型)			
後方確認センサー (トラックソナー) ※バックアイカメラは対象外	50,000 円以上の機器	購入金額の半額 (上限 100,000 円)	1 社 3 台まで
側方事故防止 AI カメラ	200,000 円以上の機器	100,000 円	1 社 3 台まで

4. 申請方法

申請方法及び申請必要書類につきましては、当組合のホームページをご確認ください。

ホームページ URL (<https://www.kinkyo.or.jp>) QRコードはこちら→

お問い合わせは事故防止課まで TEL: 06-6965-2826



自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0742-90-0510

近畿共済安全通信

交通事故が発生したときの措置

交通事故が発生した場合、ドライバーは救護や警察への報告などを行う義務があります。
焦らず落ち着いて、以下の措置を行いましょう。

①ただちに車を止め、事故概況を確認

軽微に思える事故でも、以下のような事故概況を確認しましょう。

■ 負傷者はいないか ■ 事故車は自走可能か ■ 危険物の流出・飛散の有無

②負傷者がいたら、救護処置

ケガの具合で救急車の手配

③二次事故の防止措置

■ 自走できる場合、近くの路肩や空き地などに車を速やかに安全な場所へ移動する
■ ハザードランプを点灯する ■ 発煙筒、停止表示器材で後続車に合図

④警察に報告し、指示を受ける

■ 事故発生の日時・場所 ■ 負傷者の人数や負傷の程度 ■ 損壊物・損壊の程度
■ 事故車の積載物 ■ 事故現場で講じた措置

焦らず、落ち着いて行動しましょう！

その後、会社に連絡し、上司や管理者に必ず報告しましょう！

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転防止対策のすすめ方

アルコール検知器の使用の徹底

点呼の実施とアルコール検知器の使用

点呼執行体制の強化

- ・運行管理者と補助者との連携体制の確立による厳正な点呼の実施
- ・点呼執行場所の照明等の環境改善

<参考>

- ◎アルコール検知器備え義務違反
- 検知器の備えなし（「備えなし」とは、アルコール検知器が1器も備えつけられていない場合をいう）
 - ・初違反 60 日車
 - ・再違反 120 日車

※業務開始前の点呼

- <参考>
- ◎アルコール検知器の常時有効保持義務違反
 - 常時有効保持義務違反とは
 - ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。
 - ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。
 - ・初違反 20 日車
 - ・再違反 40 日車

- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の測定
- ・対面距離等を見直し、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認
- ・ドライバーからの自主申告の徹底（飲酒の有無や量、飲酒後経過時間、睡眠状況、体調等）

- ・対面点呼ができない場合は、ドライバーにアルコール検知器を携帯させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、酒気の有無の測定及び結果を報告させることの徹底

酒気が確認された者の乗務禁止

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓであるか否かを問わない

※業務終了後の点呼

- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の測定
- ・対面による顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認

酒気が確認された者への社内規定に基づく厳正な処分

※業務開始前・終了後のいずれも対面点呼ができない場合は、業務の途中に「中間点呼」を実施し、アルコール検知器による酒気の有無の測定及び結果を報告させる

アルコール検知器の設置

- 営業所ごとにアルコール検知器を設置する
- 対面点呼ができない場合等に備えて、必要に応じて携帯型アルコール検知器を備え置くか、又は事業用自動車に設置する
- アルコール検知器は、呼気中のアルコールの有無や濃度を検知し、警告音、警告灯、数値等で示すものを備え付ける

※アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む

アルコール検知器の保守管理

アルコール検知器を常に正常に維持し、故障等のないよう保守管理するために次のことを実施する

- 毎日確認する事項
 - ・アルコール検知器の電源が確実に入ること
 - ・アルコール検知器に損傷がないこと
- 少なくとも1週間に1回は確認する事項
 - ・確実に酒気を帯びていない者がアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと
 - ・アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものを口内に吹きかけてアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること
- アルコール検知器を運転者に携帯させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、上記の事項のいずれも運転者の出発前に行う

第134回 トラック運送業界の景況感（速報）

第134回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和8年4月～6月期

2026年6月の日銀短観では、大企業製造業の業況判断D Iは+22%ポイント（前环比+5%ポイント）となった。原油高により窯業・土石製品などは悪化したものの、素材業種・加工業種がともに4ポイント改善し、円安も下支えとなった。

トラック運送業界においては、今期、中東情勢悪化に伴う原油高の影響等がマイナス要因として作用したものの、運賃・料金水準の改善による経常損益、営業利益の持ち直しを背景に、景況感は前回▲29.4から▲28.9へ0.5ポイント改善した。

なお、来期の見通しは、輸送数量の減少に加え、原油高に伴う燃料価格高騰への懸念や運賃・料金水準の頭打ちを織り込み、景況感は今回▲28.9から▲34.0へ5.1ポイント悪化する見込みである。

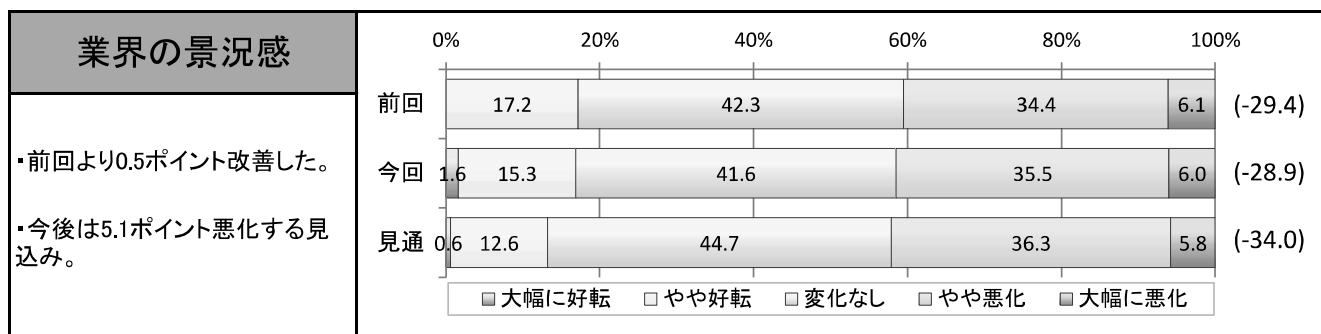
詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

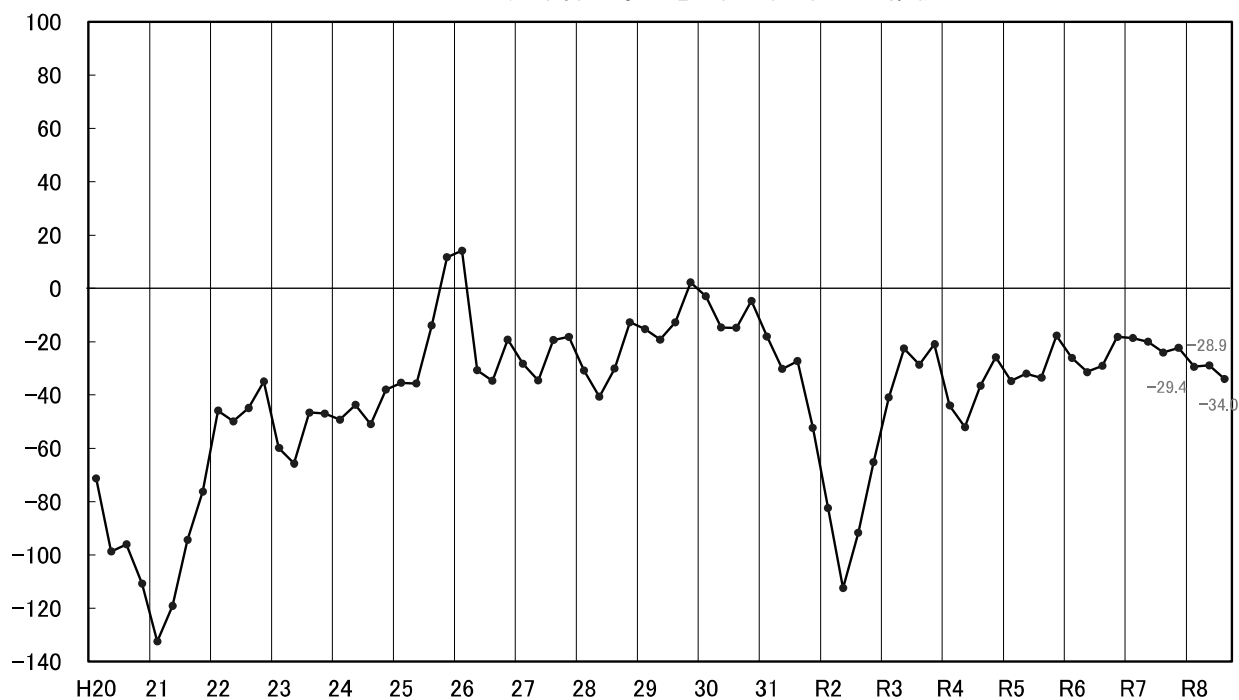
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

1 業界の景況感：今回（令和8年4月～6月期）の概況と今後の見通し

今回の状況	・今期、中東情勢悪化に伴う原油高の影響等がマイナス要因として作用したものの、運賃・料金水準の改善による経常損益、営業利益の持ち直しを背景に、景況感は前回▲29.4から▲28.9へ0.5ポイント改善した。
今後の見通し	・来期の見通しは、輸送数量の減少に加え、原油高に伴う燃料価格高騰への懸念や運賃・料金水準の頭打ちを織り込み、景況感は今回▲28.9から▲34.0へ5.1ポイント悪化する見込みである。



トラック運送業界の景況感（業況判断DI）の推移



（注1）各グラフ（3段の横棒グラフ）の上段は前回（R8.1月～3月期）の状況、中段は今回（R8.4月～6月期）の状況、下段は今後（R8.7月～9月期）の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

（注2）各グラフ（3段の横棒グラフ）の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

（注3）各グラフ（3段の横棒グラフ）右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A（設問Aの回答者数）= a1+a2+a3+a4+a5（設問Aの選択肢1～5の回答数の和）

指標 = $\{(+2 \times a1) + (+1 \times a2) + (0 \times a3) + (-1 \times a4) + (-2 \times a5)\} \div A \times 100$

2 共通の概況①: 今回(令和8年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 実働率は▲4.1(前回▲7.1)と3.0ポイント改善、実車率は▲8.2(前回▲9.8)と1.6ポイント改善し、輸送効率が向上した。 ・ 運転者の採用動向は5.4(前回▲1.5)と6.9ポイント上昇、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は89.9(前回88.0)と1.9ポイント上昇した(不足感が強くなった)。
今後の見通し	・ 実働率は▲17.1(今回▲4.1)と13.0ポイント悪化、実車率は▲13.6(今回▲8.2)と5.4ポイント悪化する見込みである。 ・ 運転者の採用動向は▲3.9(今回5.4)と9.3ポイント低下し、運転者の雇用動向は93.8(今回89.9)と3.9ポイント上昇し、労働力の不足感は強くなる見込みである。

実働率		0%20%40%60%80%100%					
・前回より3.0ポイント改善した。 ・今後は13.0ポイント悪化する見込み。	前回	18.7	57.4	22.1	1.8	(-7.1)	
	今回	0.6	24.5	48.7	22.5	3.7	(-4.1)
	見通	16.3	56.5	21.0	6.2		(-17.1)
		■大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや低下 ■大幅に低下					

実車率		0%20%40%60%80%100%					
・前回より1.6ポイント改善した。 ・今後は5.4ポイント悪化する見込み。	前回	16.0	59.5	23.3	1.2	(-9.8)	
	今回	21.6	52.6	21.6	4.1		(-8.2)
	見通	0.2	14.2	60.8	21.2	3.5	(-13.6)
		■大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや低下 ■大幅に低下					

運転者の採用動向		0%20%40%60%80%100%					
・前回より6.9ポイント上昇した。 ・今後は9.3ポイント低下する見込み。	前回	0.6	20.9	59.8	13.8	4.9	(-1.5)
	今回	0.6	27.2	53.2	14.8	4.1	(5.4)
	見通	1.4	15.7	65.2	13.0	4.7	(-3.9)
		■大幅に増加 □やや増加 □変わらない □やや減少 ■大幅に減少					

運転者の雇用動向 (労働力の不足感)		0%20%40%60%80%100%				
・前回より1.9ポイント上昇した(不足感が強くなった)。 ・今後は3.9ポイント上昇する見込み。	前回	21.5	45.7	32.2	0.6	(88.0)
	今回	22.5	47.8	26.8	2.9	(89.9)
	見通	23.9	48.7	24.7	2.7	(93.8)
		■不足 □やや不足 □適当 □やや過剰 ■過剰				

(注4)雇用状況については、上段は前回(R8.1月～3月期)の状況、中段は今回(R8.4月～6月期)の状況、下段は今後(R8.7月～9月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②: 今回(令和8年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	- 所定外労働時間は▲16.7(前回▲25.8)と9.1ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲6.6(前回▲10.4)と3.8ポイント増加した。 - 経常損益は▲7.0(前回▲20.2)と13.2ポイント改善した。
今後の見通し	- 所定外労働時間は▲21.4(今回▲16.7)と4.7ポイント減少し、貨物の再委託は▲12.4(今回▲6.6)と5.8ポイント減少する見込みである。 - 経常損益は▲26.6(今回▲7.0)と19.6ポイント悪化する見込みである。

所定外労働時間	0% 20% 40% 60% 80% 100%
前回	0.6 7.7 60.1 28.5 3.1 (-25.8)
今回	0.8 14.8 57.1 21.2 6.0 (-16.7)
見通	0.8 9.5 63.9 19.0 6.8 (-21.4)
・前回より9.1ポイント増加した。 ・今後は4.7ポイント減少する見込み。	■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 ■ 大幅に減少
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	0% 20% 40% 60% 80% 100%
前回	1.2 15.3 58.9 20.9 3.7 (-10.4)
今回	1.2 20.6 53.6 19.4 5.2 (-6.6)
見通	1.0 18.4 53.6 21.2 5.8 (-12.4)
・前回より3.8ポイント増加した。 ・今後は5.8ポイント減少する見込み。	■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 変わらない □ やや減少 ■ 大幅に減少
経常損益	0% 20% 40% 60% 80% 100%
前回	24.5 38.0 30.1 7.4 (-20.2)
今回	1.9 24.7 43.1 25.2 5.2 (-7.0)
見通	0.6 13.0 51.3 29.3 5.8 (-26.6)
・前回より13.2ポイント改善した。 ・今後は19.6ポイント悪化する見込み。	■ 大幅に好転 □ やや好転 □ 変化なし □ やや悪化 ■ 大幅に悪化

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第134回調査は、令和8年7月1日に、モニターに対して調査開始、令和8年7月31日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
52	455	485

軽油価格調査集計表(2026年 6 月)

令和 8 年 7 月 24 日現在
(公社) 全日本トラック協会

2026 年 6 月 単純集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	129.15	120.71	128.18

2026 年 6 月 元売別集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	128.13	120.44	128.04
出光昭和シェル	136.50	121.58	128.75
キグナス			
コスモ	128.90	121.71	127.23
その他	128.62	119.28	128.45

2026 年 6 月 月間購入量別集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	131.05	121.25	128.28
30～50キロリットル未満		118.74	127.50
50～100キロリットル未満	123.30	120.66	
100キロリットル以上	126.65	118.67	

2026 年 6 月 支払期限別集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	121.48	125.00	126.50
30～60日未満	128.90	119.37	128.42
60日以上	149.00	125.00	

軽油価格推移表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2026年 2 月	120.55	104.61	113.74
2026年 3 月	130.52	132.06	129.99
2026年 4 月	129.64	129.43	132.00
2026年 5 月	133.47	123.30	128.12
2026年 6 月	129.15	120.71	128.18

※消費税抜きの価格となります。

適正化事業・巡回指導報告書(令和8年7月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和8年7月実施状況		令和8年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
20件	16件	4月	18件	8月	件	12月	件	72件
		5月	18件	9月	件	1月	件	
		6月	20件	10月	件	2月	件	
		7月	16件	11月	件	3月	件	

令和8年7月実施結果					
調査事項			調査件数	指導件数	指導率
Ⅰ. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	16	0	0.0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	16	0	0.0%
		3. 自動車庫庫の位置及び収容能力に変更はないか。	16	0	0.0%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	16	0	0.0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	16	0	0.0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	13	0	0.0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	16	0	0.0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	16	0	0.0%
Ⅱ. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	2	0	0.0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	0.0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	16	0	0.0%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	16	0	0.0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	12	5	41.7%
Ⅲ. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。	16	0	0.0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	10	0	0.0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	10	0	0.0%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	16	0	0.0%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	16	0	0.0%
		6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	10	0	0.0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	16	0	0.0%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	16	0	0.0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	10	1	10.0%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	2	1	50.0%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	16	4	25.0%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	12	3	25.0%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	12	2	16.7%
Ⅳ. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	10	0	0.0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	10	0	0.0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	10	0	0.0%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	16	0	0.0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。	16	4	25.0%
Ⅴ. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。	4	0	0.0%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。	12	1	8.3%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	13	0	0.0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	16	4	25.0%
Ⅵ. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	14	0	0.0%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	15	0	0.0%
Ⅶ. 運輸安全 マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。	16	0	0.0%
指 導 件 数 合 計			485	25	6.0%

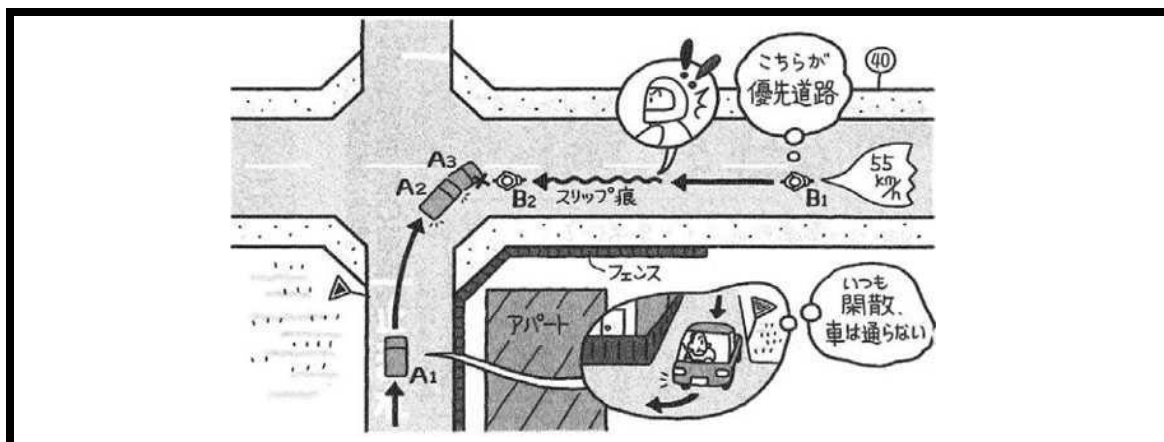
(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	6件	4件	4件	件	件	件	14件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	2件	件	件	件	件	件	2件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	8件	4件	4件	件	件	件	16件

事業用自動車事故事例 No.133

(一般貨物) 軽貨物車と自動二輪車の交差点での出会い頭事故

■ 事故の概況



事故類型：出会い頭

発生日時：平日 午前11時頃

当事者A：軽貨物車 60歳代 男性

当事者B：自動二輪車 20歳代 男性

■ 事故の概要

Aは、幅員約5.2mの往復1車線道路を走行し、一時停止標識で規制されている信号機のない十字路交差点に近づきました。

Aはこの交差点を毎日のように通っており、いつも交通が開散なことから一時停止をしないで、交差道路の見通しの良い左方のみ安全を確認して右折を開始しました。その後交差点右方から進行してきたB車を発見しましたが、回避できずに衝突しました。

一方Bは、往復2車線の道路（規制速度40km）を時速約55kmで交差点方向に直進していました。Bは、事前に交差点には気づいていましたが、自車側が優先道路であることから、もし交差車両がいたとしても相手の方が当然停止するだろうと、時速約55kmのまま直進しました。Bから見て交差点左方はアパートの建物・フェンスなどで見通しが悪く、そこから飛び出してきたA車に気がついた時にはすでに衝突は避けられませんでした。

この事故で、B車はA車の右側ドア付近に衝突し、その後転倒しました。

■ 事故から学ぶ

この事故の主な原因は、Aの交差点での右方の安全不確認です。Aはさらに一時停止も怠っており、標識の存在を知っていながら無視していました。交差点の右方は見通しが悪かったにもかかわらず、いつも通行車両がほとんどないことから、安易に交差車両はないだろうと、判断をして、注意・確認を怠ってしまいました。

また、Bについても見通しの良くない交差点を通過する場合、優先側であっても交差道路から自動車や自転車が飛び出してこないかどうか徐行したうえ、安全を確認して進行する必要があります。

優先道路を通行する際にも交差点の状況には常に注意を払って防衛運転に心がけましょう。

K I T 事業の案内

全国の7000社
と繋がる!
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2のご案内

WebKIT2プラス5つの特長

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあうことが必要です。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

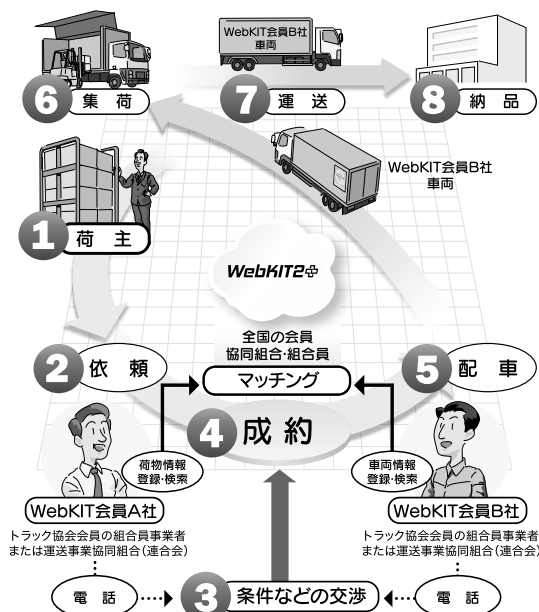
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を利用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



奈良県キット事業協同組合加入金額

組合出資金	50,000円
※出資金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	-2,000円
WebKIT2+利用料	1IDにつき2,000円

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから
動画をご覧ください。



組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■ 軽油販売	■ 尿素販売 (令和8年7月現在)
エネクスフリート (株)	日本液炭 (株) 94円/L
(株) ENEOSウイング	三井物産プラスチック (株) 85.5円/L
	※消費税別 ※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入
WebKIT2+のご利用
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

トラックの構造上の特性

3 車幅と運転

1 狭い道路で対向車とすれ違うとき

◆狭い道路で対向車があるときは
停止して相手を先に行かせる
車幅の広いトラックは、乗用車の感覚で狭い道路でのすれ違いをしようと、思わぬ接触事故を招きます。

狭い道路で対向車があるときは、次のような行動をとるのが安全です。

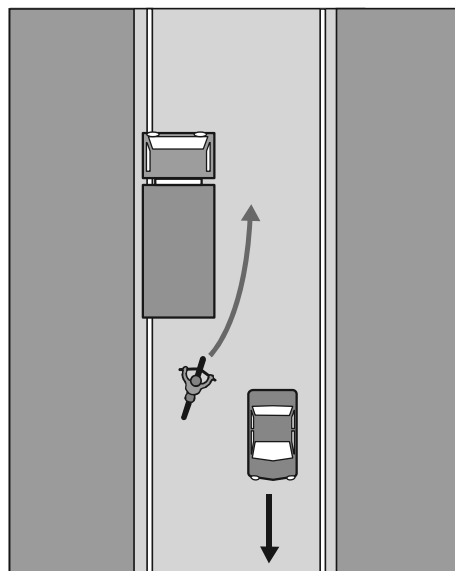
- ① 左側のミラーや安全窓の目視により、左側に歩行者や自転車などがないかどうかを確認する。
- ② 歩行者や自転車などがないことが確認できたら、上方の看板などに注意しながら左側に寄る。
- ③ 一時停止して対向車を先に行かせる。
- ④ 後続車がないことを確認して発進する。



◆発進時は自転車に注意

対向車に道を譲るため左側に寄って停止すると、自転車の進路を妨げてしまうことがあります。そのような場合、自転車は対向車の通過後に、図28のようにトラックの右側に出てくることがあります。発進するときは後方からくる自転車などを見落とさないよう注意しましょう。

図28 発進時の自転車への注意



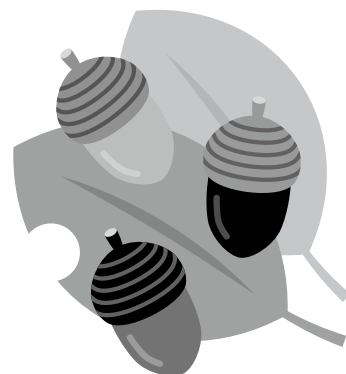
トラック協会・陸災防奈良県支部

9月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
3	木	9:00～	価格転嫁に向けた運賃交渉相談会	奈良県トラック会館
5	土	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
6	日	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
7	月	10:30～	第2回交通安全・労災防止対策委員会	奈良県トラック会館
8	火	10:30～	第1回適正化実施対策委員会	奈良県トラック会館
9	水	10:00～	奈良運輸支局 運行管理者表彰式	奈良運輸支局
12	土	8:30～	小型移動式クレーン運転技能講習会【実技】	奈良県トラック会館
15	火	13:30～	過労死等防止対策セミナー	奈良県トラック会館
21	月	10:00～	トラックの日PR活動	近鉄奈良駅前行基広場
26	土	13:30～	奈良県フォークリフト運転競技大会	奈良県トラック会館

10月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
8	木	13:30～	省エネ運転講習会	奈良県トラック会館
15	木		第31回全国トラック運送事業者大会	ふくやま芸術文化ホール
20	火		荷役災害防止担当者研修	奈良県トラック会館
25	日	10:00～	令和8年度 奈良県防災総合訓練	保田遊水地(川西町)
27	火	13:30～	適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナー	奈良県トラック会館
30	金	13:00～	第52回奈良県産業安全衛生大会	かしはら万葉ホール



近代化基金融資の貸出金利と利子補給率について

令和8年8月12日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸し出し利率が次の通り変更された旨、全ト協から通知がありましたのでお知らせ致します。

1 貸出利率

期 間	現行(改定前)	改定後
1年以上～3年以内	3.15%	3.25%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

2 実施日

令和8年8月12日

3 下期の利子補給率について

今年度より近代化基金融資の取り扱いが一部変更になっており、利子補給率が上期・下期で変更となる取り扱いになっております。(上期利子補給率1.0%)

下期(10月1日以降の受付分)の利子補給率は「8月の長期プライムレートに3分の1を乗じた利率(小数点第二位を四捨五入)が下期の推薦融資分の利子補給率」と定義されることから、**下期の利子補給率は1.1%**。上期対比+0.1%となります。



令和8年度 近代化基金融資推薦申込み公募要綱

会 員 各 位

(公社)奈良県トラック協会
会長 塚本 哲夫
(公印省略)

令和8年度(上期)近代化基金融資推薦申込みの公募について

車両等購入や物流施設の整備等が融資推薦の対象となります。

1. 奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱(奈ト協)

融資限度	1会員3千万円	
公募期間	令和8年6月10日(水)から令和8年9月30日(水)まで	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
利子補給率	一般融資	1.0%
	環境対応車・省エネ関連機器導入	1.0%
	ポスト新長期等規制適合車導入	1.0%

2. 中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦申込み公募要綱(全ト協)
(注)奈良県近代化基金融資推薦の限度額とは別枠です。

融資限度	1会員2千万円	
公募期間	令和8年7月1日(水)から令和8年9月30日(水)まで (但し、公募枠の40億円に達し次第申込受付締切)	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
融資推薦対象	ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金	
	自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金	
利子補給率	1.0%	

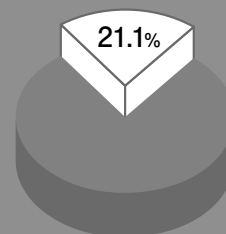
3. 中央近代化基金「補完融資」推薦申込み公募要綱(全ト協)

融資限度	事業規模が1億円以上の大規模プロジェクトで、令和8年度以降の投資額の30%以内で未払い金額の範囲内。但し、上限金額は5億円とし、投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円	
公募期間	令和8年6月10日(水)から令和8年11月27日(金)まで (但し、公募枠の30億円に達し次第申込受付締切)	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
融資推薦対象	トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金	
	人材確保及び生産性向上のための設備資金(車両購入及び改造は除く)	
利子補給率	1.0% (但し、令和8年9月まで)	

(本件担当 山村)

重大な労働災害を防ぐためには

1 トラック・荷台等からの 墜落・転落による 死亡災害



陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

事例

1

足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）

被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例

2

テールゲートリフターから転落（死亡災害）

被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

必ず保護帽を着用!



(着用時
5つのポイント)

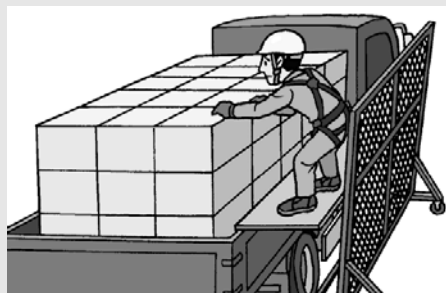
- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

ひとこと アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ 荷台上で作業員が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう
- ▶ トラック運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ 耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



奈良県警察本部からのお知らせ



奈良県警察本部から



1 県内の交通事故発生状況

8月15日現在



区 分	令和8年	前年同期	増減数	備 考
総件数	25,182 件	25,082 件	100 件	1日あたり約 111 件
人身事故件数	1,628	1,604 件	24 件	1日あたり約 7 件
死者数	17	15 人	2 人	約13日に 1 人
負傷者数	1,955 人	1,939 人	16 人	1日あたり約 9 人
物件事故件数	23,554 件	23,478 件	76 件	1日あたり約 104 件

※令和8年の件数、死傷者数は概数です。

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

8月15日現在

区 分	令和8年	前年同期	増減数
総件数	1,358 件	1,312 件	46 件
人身事故件数	89 件	75 件	14 件
死者数	5 人	3 人	2 人
負傷者数	106 人	90 人	16 人
物件事故件数	1,269 件	1,237 件	32 件

※令和8年の件数、死傷者数は概数です。



3 令和8年秋の交通安全県民運動の実施について

令和8年9月21日（月）から30日（水）までの間、秋の交通安全県民運動が実施されます。

運動重点

- 歩行者
歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 自動車
夕暮れ時の早めのライト点灯と
飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 自転車
自転車・特定小型原動機付自転車の
交通ルールの理解・遵守の徹底



トラックドライバーの皆様へ



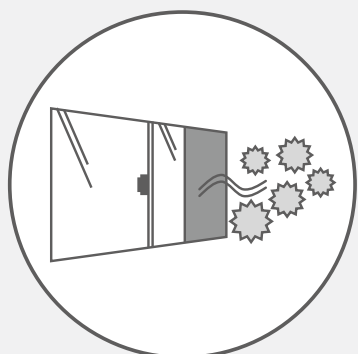
あれ!?

いつもと違う!

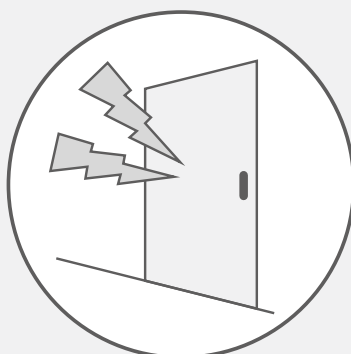
何かおかしい?

警察にご連絡ください

こんな気になることはありませんか?



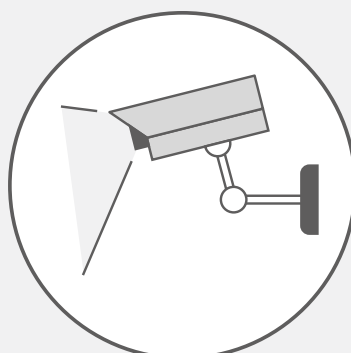
薬品や火薬の臭いがする



金属音や工作音がする



いつも対応する人が異なる

「衣類等」と書かれた荷物が
異常に重たい居住者が過度に
防犯カメラを設置している空き家のはずなのに
置き配依頼が頻繁にある

その他にも

- ・ 事務所となっているが、何の会社なのか分からない
- ・ 室内から大きな声が聞こえる

警察相談専用電話 #9110

又は

最寄りの警察署警備課
にご連絡ください

近畿圏物資流動調査へのご協力をお願い

京阪神都市圏交通計画協議会では、令和8年10月に「近畿圏物資流動調査」を実施します。

本調査は物の動きの実態を把握するとともに、今後の物流施設の立地意向や行政への物流施策の要望をお聞きするものです。調査の結果は、今後の近畿圏の物流施設の適正な配置、貨物車輸送の円滑化、土地利用の整序化などを検討するための貴重な資料となります。

調査対象として選定された事業所には、後日「物流担当者様」宛てに調査票を郵送いたします。お手元に届きましたら、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますようお願いいたします。回答は、インターネットまたは郵送のいずれかの方法で行うことができます。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、令和8年11月5日までにご回答いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

近畿圏物資流動調査サポートセンター

TEL：0120-388-555（令和8年9月28日開設予定）



近畿圏

どこからどこにものを
運んでいますか？

調査の
流れ

物資流動調査に ご協力を お願いします

調査期間 令和8年

10/1 → 11/5

調査地域 近畿圏全域

(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)



3

アップロード
または郵送で
返送していただきます



2

インターネットか
用紙への記入で
ご回答ください



調査票が
事業所・企業に
郵送されます



近畿圏物資流動調査とは

物の動きの実態や物流に関する意向を把握し、
皆様の現場の物流環境の改善に役立てる調査です。

近畿圏内に立地する約73,000の事業所と
2,000の企業に調査を依頼します。

まちづくりや
物流の効率化に
活かされます



京阪神都市圏交通計画協議会

国土交通省近畿地方整備局、国土交通省近畿運輸局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、西日本高速道路(株) 関西支社、阪神高速道路(株)、(独) 都市再生機構、関西鉄道協会、近畿バス団体協議会

詳しくは協議会HPをご覧ください

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/pt>

近畿圏物資流動調査サポートセンター TEL:0120-388-555

(令和8年9月28日から開設)



奈良労働局長を表敬訪問 ～荷役労働災害の発生に伴い～

日時：令和8年8月7日(金) 午後1時

場所：奈良労働局 2階 局長室

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 塚本哲夫奈良県支部長が、石崎琢也 奈良労働局長を表敬訪問し、本年6月末現在2件の荷役労働災害が発生していることを踏まえ、荷役労働災害防止のための対策について報告しました。

石崎労働局長からは、「陸災防奈良県支部として諸対策を講じていることは承知していますが、実際に2件の死亡災害が発生していることから、更なる対策をお願いします。」と話がありました。



▲石崎 奈良労働局長 (右)



公明党奈良県本部との政策要望懇談会

日時：令和8年8月7日(金) 午後3時～

場所：奈良県トラック会館

公明党奈良県本部との令和9年度トラック関係施策に関する政策要望懇談会が、奈良県トラック会館で開催されました。

懇談会には、公明党参議院幹事長 関西方面本部幹事長 石川博崇参議院議員、公明党奈良県本部から奈良県議会議員 大国正博代表、亀甲義明幹事長、藤田幸代幹事会会長の出席がありました。

奈良県トラック協会（塚本哲夫会長）からは、運輸事業振興助成交付金について、法律の趣旨に沿い地域のために有効に活用しており、新しい防災気象情報のリーフレットを作成し、奈良県南部の十津川村等に全戸配布していることを報告しました。

その上で、「令和9年度トラック関係施策に関する要望書」を提出、運輸事業振興助成交付金に係る財源の確保等について要望しました。



トラック奈良 2026 年 9 月 第 389 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6

TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212

編集発行人 塚本哲夫

編集委員長 奥田幸一

秋の交通安全県民運動



令和8年9月21日(月)～令和8年9月30日(水)



奈良県警察本部交通部 交通機動隊員
～ 奈良駅前交番前で交通監視 ～